

議案第34号

多可町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

多可町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

平成29年3月2日提出

多可町長 戸田善規

多可町手数料条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

条例第 号

多可町手数料条例（平成17年多可町条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表中

44	自動車の臨時運行許可	1両につき	750円
その他手数料			
45	公簿、公文書又は図面の謄本又は抄本の交付	1枚につき	300円
46	公簿、公文書又は図面の閲覧	1件につき 1時間を超えるときは、1時間までごとに300円を加算した額とする。	300円
47	農地に関する証明	1件につき	300円
48	被害証明	1件につき	300円
49	行政不服審査法第38条の規定に基づき審理員が行う提出書類等の写し等の交付又は同法第81条の規定に基づき同条の機関が行う主張書面等の写し等の交付	単色刷り	A 3まで1枚20円 A 3超1枚50円
		多色刷り	A 3まで1枚100円
50	その他の証明	1件につき	300円

」を

44	自動車の臨時運行許可	1両につき	750円
介護保険法（平成9年法律第123号）に関する手数料			
45	指定地域密着型サービス事業者の指定（当該申請に係る事業所が町の区域内にある場合に限る）の申請に対する審査	ア イに掲げる場合以外の場合 1件につき 20,000円 イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う場合 1件につき 30,000円	
46	指定地域密着型サービス事業者の指定（当該申請に係る事業所が町の区域内にある場合に限る）の	ア イに掲げる場合以外の場合 1件につき 10,000円	

	更新の申請に対する審査	イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う場合 1件につき 15,000円
47	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定 (当該申請に係る事業所が町の区域内にある場合に限る)の申請に対する審査	1件につき 14,000円
48	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定 (当該申請に係る事業所が町の区域内にある場合に限る)の更新の申請に対する審査	1件につき 7,000円
その他手数料		
49	公簿、公文書又は図面の謄本又は抄本の交付	1枚につき 300円
50	公簿、公文書又は図面の閲覧	1件につき 300円 1時間を超えるときは、1時間までごとに300円を加算した額とする。
51	農地に関する証明	1件につき 300円
52	被害証明	1件につき 300円
53	行政不服審査法第38条の規定に基づき審理員が行う提出書類等の写し等の交付又は同法第81条の規定に基づき同条の機関が行う主張書面等の写し等の交付	単色刷り A3まで1枚20円
		A3超1枚50円
53	行政不服審査法第38条の規定に基づき審理員が行う提出書類等の写し等の交付又は同法第81条の規定に基づき同条の機関が行う主張書面等の写し等の交付	多色刷り A3まで1枚100円
54	その他の証明	1件につき 300円

」に

改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

多可町手数料条例の新旧対照表

現 行		改 正			
別表 (第2条関係)	手数料を徴収する事務	手数料の金額	別表 (第2条関係)	手数料を徴収する事務	手数料の金額
(略)			(略)		
44	自動車の臨時運行許可	1両につき 750円	44	自動車の臨時運行許可	1両につき 750円
(略)			(略)		
45	公簿、公文書又は図面の謄本又は抄本の交付	1枚につき 300円	45	介護保険法(平成9年法律第123号)に関する手数料 指定地域密着型サービス事業者の指定(当該申請に係る事業所が町の区域内にある場合に限る)の申請に対する審査	ア イに掲げる場合以外の場合 1件につき 20,000円 イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う場合 1件につき 30,000円
46	公簿、公文書又は図面の閲覧	1件につき 300円 1時間を超えるときは、1時間までごとに300円を加算した額とする。	46	指定地域密着型サービス事業者の指定(当該申請に係る事業所が町の区域内にある場合に限る)の申請に対する審査	ア イに掲げる場合以外の場合 1件につき 10,000円 イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う場合 1件につき 15,000円
47	農地に関する証明	1件につき 300円	47	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定(当該申請に係る事業所が町の区域内にある場合に限る)の申請に対する審査	1件につき 14,000円
48	被害証明	1件につき 300円	48	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定(当該申請に係る事業所が町の区域内にある場合に限る)の申請に対する審査	1件につき 7,000円
49	行政不服審査法第38条の規定に基づき審理員が行う提出書類等の写し等の交付又は同法第81条の規定に基づき同条の機関が行う主張書面等の写し等の交付	単色刷り A3まで1枚20円 A3超1枚50円 多色刷り A3まで1枚100円	(略)		
50	その他の証明	1件につき 300円	49	公簿、公文書又は図面の謄本又は抄本の交付	1枚につき 300円
			50	公簿、公文書又は図面の閲覧	1件につき 300円 1時間を超えるときは、1時間までごとに300円を加算した額

現	行	改	正
51		農地に関する証明	とす。 1件につき 300円
52		被害証明	1件につき 300円
53		行政不服審査法第38条の規定に基づき審理員が行う提出書類等の写し等の交付又は同法第81条の規定に基づき同条の機関が行う主張書面等の写し等の交付	単色刷 A3まで1枚20円 り A3超1枚50円 多色刷 A3まで1枚100円 り
54		その他の証明	1件につき 300円